

青森県報

第三千三百六十三号

平成二十三年

三月十六日

(水曜日)

目次

告 示

公有水面埋立ての承認……………(港湾空港課) ……一
都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課) ……二

右 同……………(同) ……二
右 同……………(同) ……三

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活文化課) ……四

右 同……………(同) ……四

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表……………(水産振興課) ……四

教育委員会

教育職員検定による教科に関する科目及び教職に関する科目等の単位修得方法の一部改正……………(教職員課) ……七

告 示

青森県告示第二百三十八号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第四十二条第一項の規定により、平成

二十三年三月八日次のとおり公有水面の埋立ての承認をしたので、同条第三項において準用する同法第十一条の規定により告示する。

平成二十三年三月十六日

八戸港湾管理者 青 森 県
代表者 青森県知事 三 村 申 吾

一 承認を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

1 承認を受けた者の住所及び名称

宮城県仙台市青葉区二丁目九の一五

国土交通省東北地方整備局

2 代表者の氏名

国土交通省東北地方整備局長 徳山 日出男

二 埋立区域

1 位置

八戸市大字市川町字浜二番一六、二番一〇、二番二一、同市大字河原木字海岸三番三、三番一及び三番四の地先公有水面

2 区域

次の地点のうち の地点から の地点までを順次に結ぶ平成九年八月二十七日付け青森県指令第二八六九号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線(D・Lプラス一・二七七メートルにより決定)、 の地点から の地点までを順次結ぶ平成二十一年の秋分の満潮位(D・Lプラス一・五一九メートル)における公有水面と既設突堤との境界線、 の地点から の地点までを順次に結んだ線、 の地点と の地点を結ぶ県有地と公有水面との境界線及び の地点との地点を結ぶ県有地と公有水面との境界線により囲まれた区域

- の地点 八戸市大字市川町字長七谷地二番三五一の国土地理院下大谷三等三角点(北緯四〇度三四分三九・〇七〇二秒、東経一四一度二七分四九・六一四六秒)から八三度四四分五一秒一、一二八・八四メートルの地点
- の地点から六四度四〇分四〇秒一三八・三二メートルの地点
- の地点から三三四度四〇分〇〇秒四・三〇メートルの地点
- の地点から六四度四〇分四〇秒五六・〇〇メートルの地点

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

八戸市大字市川町字浜二番一六、二番一〇、二番二一、同市大字河原木字海岸三番三、三番一、三番四及び三八番二の地内、同市大字市川町字浜二番一六、二番一〇、二番二一、同市大字河原木字海岸三番三、三番一、三番四、三九番及び三八番二の地先公有水面、平成九年八月二十七日付け青森県指令第二八六九号の免許に係る埋立ての埋立区域の一部並びに同市大字河原木字海岸三九番及び三八番二に接する土地の一部

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㉞の地点と㉟の地点とを結んだ線により囲まれた区域

㉞の地点 八戸市大字市川町字長七谷地二番三五一の国土地理院下大谷三等三角

点(北緯四〇度三四分三九・〇七〇二秒、東経一四一度二七分四九・六一四六秒)から七八度五五分五〇秒一、〇九二・〇三メートルの地点

㉟の地点 ㉞の地点から六四度四〇分〇〇秒四三四・七三メートルの地点

㊱の地点 ㉟の地点から一五四度四〇分〇〇秒五〇八・三三メートルの地点

㊲の地点 ㊱の地点から六四度四〇分〇〇秒三一・八六メートルの地点

㊳の地点 ㊲の地点から一五二度一七分〇九秒八三二・四八メートルの地点

3 面積

四五七、九八五・一五平方メートル

- ㉞の地点から一五四度四〇分〇〇秒四・三〇メートルの地点
- ㉟の地点から六四度四〇分〇〇秒二四・四三メートルの地点
- ㊱の地点から一五六度一八分四二秒七・二二メートルの地点
- ㊲の地点から六六度一九分五五秒七・七三メートルの地点
- ㊳の地点から一五四度四〇分〇〇秒六〇〇・九〇メートルの地点
- ㉞の地点から六四度四〇分〇〇秒三二〇・〇〇メートルの地点
- ㉟の地点から一五二度一七分〇九秒五三一・二二メートルの地点
- ㊱の地点から二四四度四〇分〇五秒五七九・九四メートルの地点
- ㊲の地点から三三四度三二分五二秒七五・〇〇メートルの地点
- ㊳の地点から二四四度三九分〇三秒二五・〇三メートルの地点
- ㊴の地点から三三五度四二分五一秒四五〇・八七メートルの地点

- ㊵の地点 ㊴の地点から二四四度四〇分〇〇秒二〇三・二九メートルの地点
- ㊶の地点 ㊵の地点から三三四度三九分五〇秒五七・九八メートルの地点
- ㊷の地点 ㊶の地点から二四四度四〇分〇〇秒六一九・二九メートルの地点
- ㊸の地点 ㊷の地点から三三四度三二分五二秒一〇四・一四メートルの地点
- ㊹の地点 ㊸の地点から三三五度四二分五一秒四六四・一九メートルの地点

四 埋立地の用途

製造業用地、道路用地

青森県告示第二百三十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、八戸都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十三年三月三日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

おいらせ町

二 都市計画事業の種類

八戸都市計画下水道事業(おいらせ町公共下水道)

三 事業施行期間

昭和六十一年九月九日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

青森県告示第二百四十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、六戸都市

計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十三年三月三日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

六戸町

二 都市計画事業の種類

六戸都市計画下水道事業（六戸町公共下水道）

三 事業施行期間

昭和六十二年八月二十二日から平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

青森県告示第二百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、八戸都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十三年三月三日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十三年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

八戸市

二 都市計画事業の種類

八戸都市計画下水道事業（八戸市公共下水道）

三 事業施行期間

昭和三十一年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成二十二年三月二十六日青森県告示第百八十一号）の事業地に、高洲二丁目、大字尻内町字尻内河原を加える。

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成二十二年三月二十六日青森県告示第百八十一号）の事業地のうち、沼館四丁目、長者二丁目、旭ヶ丘五丁目、吹上二丁目、吹上五丁目、湊高台二丁目、湊高台八丁目、卸センター一丁目、卸センター二丁目、大字鮫町字下盲久保、字上盲久保、字上松苗場、字居合、字蟻子、字継久保、字大開、字ハン木沢、字ハンノ木沢、字小長根、字福沢久保、大字湊町字下河原、字水口キ長根、大字新井田字川原、字林ノ上、字岩淵、字風湊、字鷹待場、字中ノ森、字木戸場、字平ノ前、字水溜、字鷹清水、字寺沢、字寺沢下、字重地下、字西平、字石動木平、字長塚、字横町、字山道、字坂、字石橋、字妻ノ神、字長宝野、字外久保、大字妙字向野場、大字中居林字館越山、字平、字綿ノ端、大字田向字館越下、字檀ノ平、字向平、字十二役、大字石手洗字油久保、字梨子ノ木平、大字糠塚字前谷地、大字河原木字小田上、字前谷地、字神才、大字長苗代字狐田、字観音堂、大字尻内町字表河原、字平中下、字家口田、大字市川町字尻引前山地内において事業地を変更し、桜ヶ丘一丁目、桜ヶ丘二丁目、桜ヶ丘三丁目、桜ヶ丘四丁目、小田一丁目、小田二丁目、日計一丁目、日計二丁目、日計三丁目、日計四丁目、日計五丁目、八太郎四丁目、大字鮫町字古馬屋、字山四郎蔭目、字鉄砲平、大字新井田字八森平、字小久保尻、字松山中野場、字下鷹待場、字塩入下、字塩入、字寺窪、字松山下野場、字館下、字館平、字前田、字外館、字石仏、字市子林、字古戸沢、字市子巻目、字出口平、大字大久保字小久保尻、大字妙字市子林、字古戸、字間山、字坂中、字油久保、字黒ヶ沢、字東、字野場、字桶屋平、大字中居林字彦五郎、字雷、字藤ヶ森、字蓋名池、大字石手洗字泉筋、字齋郷、字京塚、大字河原木字長円坊堀、字田ノ沢頭、字田ノ沢、字中崎、字日計上、字八太郎山官地、大字長苗代字観音堂、字幕ノ内、字化石、大字尻内町字平中、字尻内、字前明戸、字前河原、字六百刈、字尻細、字沢ノ田、字尻内河原を加え、大字河原木字谷地畑、字高館前、字谷地田、字日計、字日計前、字根岸を削る。

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十三年三月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ワークハウスとわだ

三 代表者の氏名

佐々木 重康

四 主たる事務所の所在地

十和田市西四番町三の一

五 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者に対して保健福祉・就労支援に関する事業を行い、地域社会福祉に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十三年三月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人虹の架け橋

三 代表者の氏名

安田 勝位

四 主たる事務所の所在地

三沢市幸町一丁目一〇の八

五 定款に記載された目的

この法人は、福祉施設において慰問に関する事業を行うとともに、老人ホームや障害者施設及び児童養護施設の入居者を地域と繋げるために、空き缶及びペットボトルのキャップ収集事業、各種祭りの参加支援事業を行い、「地球環境を改善する」とともに「生き甲斐」を共に考え、行動し、楽しみ、広く社会の公益・地方文化の向上に寄与することを目的とする。

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項の規定により、青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成二十二年十二月二十七日公表）の全部を次のとおり変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により公表する。

平成二十三年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

1 本県の水産業は、平成20年において、生産量が23万8千トンで全国第4位、生産額が540億円で全国第7位と全国でも有数の漁獲実績を誇っており、漁業就業者数は平成20年現在において1万1千人となっている。また、遠洋漁業及び沖合漁業の基地として発展してきた八戸市を中心として水産加工業の生産も盛んであり、特に沿岸域において水産業は中核的な産業となっている。

このように、水産業は本県にとって極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県は、太平洋、津軽海峡及び日本海海域に三方を囲まれるとともに、大型内湾である陸奥湾を有していることから、我が国有数の好漁場が形成されている。

しかしながら、わが国周辺海域における海洋生物資源の多くが低水準、減少傾向にあり、本県海域においても低水準、減少傾向にある海洋生物資源が多くなってきた。今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

3 このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、県の魚ひらめの資源が着実に増加しているなど、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、より一層の適切な海洋生物資源の保存及び管理により水産物の生産を更に安定的で持続的なものとするため、国の基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の数値に基づいて、適切な管理措置を講じることとする。

4 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他道県入漁船を含め第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

5 また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、地方独立行政法人青森県産業技術センター水産総合研究所を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

6 第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

7 本県における漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度については、関係漁業者の意見を十分に尊重し、また、他道県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

第2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

1 第1種特定海洋生物資源の平成22年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成22年4月～平成23年3月	若干
まあじ	平成22年1月～12月	若干
まいわし	平成22年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成22年7月～平成23年6月	若干
するめいか	平成22年1月～12月	若干

2 第1種特定海洋生物資源の平成23年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成23年4月～平成24年3月	若干
まあじ	平成23年1月～12月	若干
まいわし	平成23年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成23年7月～平成24年6月	若干
するめいか	平成23年1月～12月	若干

(注) 平成23年のまさば及びごまさばの知事管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【すけとうだら】

小型機船底びき網漁業及びさし網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。
また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まあじ】 定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まいわし】 定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【まさば及びごまさば】 定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

【するめいかい】 定置網漁業（底建網を含む。）については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、総トン数5トン未満の動力漁船による小型いかつり漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。なお、上記の漁業については規則に基づき漁獲実績の報告を求めることとする。

第4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、本県に定められた量に関する事項

平成23年の第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
さめがれい	小型機船底びき網漁業(うち手繰り第1種漁業)	青森県下北郡東通村尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以东の青森県地先水面	平成23年5月1日から平成23年6月30日まで	388

(注) 小型機船底びき網漁業とは漁業法(昭和24年法律第267号)第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業をいう。うち小型機船底びき網漁業取締規則(昭和27年農林水産省令第6号)第1条第1項第1号に規定する種類のものを用いる。

第5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

平成23年の第2種特定海洋生物資源ごとの第2種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
さめがれい	機船手繰り網漁業(かひくまわし漁業)	青森県下北郡東通村尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以东の青森県地先水面	平成23年5月1日から平成23年6月30日まで	388

(注) 機船手繰り網漁業(かひくまわし漁業)とは青森県海面漁業調整規則第6条に規定する種類のものをいう。

第6 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【さめがれい】 太平洋北部のさめがれいの資源回復を図るために、国が作成した「太平洋北部沖合性レイテ類資源回復計画」の着実な実施を本県として推進する。また、規則に基づき漁獲努力量の報告を求めることとする。

第7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- 2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取り組みを進めるとともに、生息環境の保全に努めるものとする。

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第一号

平成十三年十月二十六日青森県教育委員会告示第十二号（教育職員検定による教科に関する科目及び教職に関する科目等の単位修得方法）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月十六日

青森県教育委員会

別表（十七）を次のように改める。

(17) 特別支援学校教諭専修、1種、2種免許状
 教員としての在職年数と修得単位を条件として、特別支援学校の教諭の専修、1種又は2種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする場合の単位の修得方法は下表による。

免 許 状 の 種 類	特別支援学校教諭専修免許状		特別支援学校教諭1種免許状		特別支援学校教諭2種免許状	
	第5条の2第3項					
根 拠 規 定	第7条第5項、第6項・第10条の6第4項、第5項					
	免 許 法 施 行 規 則	免 許 状 の 種 類	免 許 法 施 行 規 則	免 許 状 の 種 類	免 許 法 施 行 規 則	免 許 状 の 種 類
新 教 育 領 域	視覚障害者又は聴覚障害者	知的障害者、肢体不自由者又は病弱者	視覚障害者又は聴覚障害者	知的障害者、肢体不自由者又は病弱者	視覚障害者又は聴覚障害者	知的障害者、肢体不自由者又は病弱者
特別支援学校の教員としての在職年数	1	1	1	1	1	1
修得することを必要とする総単位数	4	2	4	2	2	1
特別支援教育に関する科目単位数	4	2	4	2	2	1
免許法施行規則第7条に定める科目区分	特別支援教育に関する領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目(以下「心理等に関する科目」という。)	4 (心理等に関する科目1単位以上及び教育課程等に関する科目1単位以上を含む。)	1 (心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目の単位を使用可能)	4 (心理等に関する科目1単位以上及び教育課程等に関する科目1単位以上を含む。)	1 (心理等に関する科目及び教育課程等に関する科目の単位を使用可能)
備 考	<p>(1) 専修免許状又は1種免許状に追加の定めを受けようとする場合の在職年数は、当該免許状に定められている領域又は追加の定めを受けようとする新教育領域を担当する教員として在職した年数に限る。</p> <p>(2) 2種免許状の授与を受けようとする場合は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教員としての在職年数を含むことができる。</p> <p>(3) 1種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする者が、以下のいずれかに該当する場合には、上記に定める単位数のうち2種免許状に当該領域の追加の定めを受けるためにそれぞれ必要な単位数は、既に修得したものとみなす。</p> <p>① 当該領域を定めた2種免許状を所持している場合</p> <p>② 当該領域を定めた2種免許状に係る所要資格を得ている場合</p> <p>③ 特別支援学校教諭の2種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けることができる者である場合</p> <p>(4) 1種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、当該新教育領域を定めた2種免許状の授与を受けるため、又は2種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けるために修得した科目の単位を1種免許状に係る単位数に含めることができる。(ただし、2種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けるためにそれぞれ必要な単位数を上限とする。)</p>					

附表(一)及び附表(二)保健体育の項中「体育社会学」の下に「体育史」を加える。

附表(二) 中

福祉	社会福祉学 (職業指導を含む。)
福祉	高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉
福祉	社会福祉援助技術
福祉	介護理論及び介護技術
福祉	社会福祉総合実習 (社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。)

を

福祉	社会福祉学 (職業指導を含む。)
福祉	高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉
福祉	社会福祉援助技術
福祉	介護理論及び介護技術
福祉	社会福祉総合実習 (社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。)
福祉	人体構造及び日常生活行動に関する理解
福祉	加齢及び障害に関する理解

に定める。

附 則

この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭